

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	野村 哲郎	(自民)	大家 敏志	(自民)	岸 真紀子	(立憲)
理事	古賀 友一郎	(自民)	酒井 庸行	(自民)	塙村 あやか	(立憲)
理事	舞立 昇治	(自民)	自見 はなこ	(自民)	吉田 忠智	(立憲)
理事	牧野 たかお	(自民)	滝沢 求	(自民)	伊藤 孝江	(公明)
理事	古賀 之士	(立憲)	豊田 俊郎	(自民)	下野 六太	(公明)
理事	里見 隆治	(公明)	西田 昌司	(自民)	平木 大作	(公明)
理事	芳賀 道也	(民主)	藤井 基之	(自民)	石井 章	(維新)
足立 敏之	(自民)	山田 俊男	(自民)	柳ヶ瀬 裕文	(維新)	
赤池 誠章	(自民)	小沼 巧	(立憲)	岩渕 友	(共産)	
今井 絵理子	(自民)	勝部 賢志	(立憲)	武田 良介	(共産)	

(会期終了日 現在)

（1）審議概観

第204回国会における本委員会付託案件は、令和元年度決算外2件（第203回国会提出）、令和元年度予備費3件（第201回国会提出）である。

なお、令和元年度予備費3件は、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）並びに令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書である。

審査の結果、令和元年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和元年度予備費3件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔令和元年度決算の審査〕

令和元年度決算外2件は、第203回国会の令和2年11月20日に提出され、11月30日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和3年4月5

日に菅内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った。

なお、4月7日の委員会において、1月18日に菅内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成三十年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、平成30年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置及び「防衛省の経理」に関する決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成三十年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1) 総務省が多額の国費を投じて整備した政府共通プラットフォームのセキュアゾーンについて、その整備に際し、需要の把握や各府省との調整等が十分に行われなかつたことから、平成29年4月の運用開始以降、本来の目的での利用が全くなされないまま、30年度末に廃止されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、政府共通プラットフォームの整備に当たつて需要の把握や各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするとともに、政府全体のITガバナンス体制を強化し、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(1) 政府共通プラットフォームについては、総務省において、第二期政府共通プラットフォームの整備、運用等に係るプロジェクト計画書を改定し、需要の把握や各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にしたところである。</p> <p>また、内閣官房を中心に、全ての政府情報システムを対象とした一元的なプロジェクト管理を行うこととし、政府情報システムの統一的管理を強化したところである。</p> <p>引き続き、政府共通プラットフォームを含めた政府情報システムのプロジェクト管理を確実に実施し、政府全体のITガバナンス体制の強化に取り組んでまいる所存である。</p>
<p>(2) 内閣府の企業主導型保育事業において、保育施設の整備に当たり、事業者が工事費用の水増しなどした虚偽の内容の事業完了報告書を事業実施機関に提出し、同機関における審査が不十分であつたことなどから、助成金が過大に交付された事態、また、会計検査院が213施設を抽出し検査したところ、平成30年10月時点において開設後1年以上経過した企業主導型保育施設173施設のうち、72施設において定員充足率が5割未満であるなど、利用状況が低調となつた事態等が明らかとなつたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、企業主導型保育事業の事業実施機関における審査や指導、監査を改善するなど、助成金の過大交付の再発防止に努めるとともに、利用者のニーズに応えた保育事業となるよう、事業の見直しや改善に継続的に取り組むべきである。</p>	<p>(2) 企業主導型保育事業については、助成金の不正受給防止のための審査基準を策定し、全ての申請者に対するヒアリングや施設整備後の現地確認等の確実な実施、施設運営開始後の指導及び監査の強化を図るとともに、施設における定員充足率の向上を図るため、利用定員の妥当性等についての審査、実施要綱に基づく定員充足状況の定期的な把握、施設と保育ニーズのある企業とのマッチング支援を実施することとしたところである。</p> <p>引き続き、助成金の過大交付に係る再発防止に万全を期すとともに、利用者ニーズに応えた保育事業となるよう取り組んでまいる所存である。</p>

<p>(3) 東京高等検察庁の前検事長については、令和2年1月、国家公務員法における勤務延長規定の検察官への適用について、従来の解釈を変更し、勤務延長の閣議決定がなされた。同年5月、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令中に賭けマージャンを複数回行っていたことが明らかになり、訓告処分を受けた上で辞職した。本件により、検察に対する国民の信頼が損なわれたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、従来の解釈変更や検察庁法改正案の経緯の説明に努めるとともに、検察に対する国民の信頼回復に向けて徹底的に取り組むべきである。</p>	<p>(3) 檢察に対する国民の信頼回復は、国民生活の安全・安心を守るために、一つ一つの事件に適正に対処していくこと、関係法案等について国民の理解が得られるよう必要な説明を尽くしていくことにあると考えている。</p> <p>引き続き、このような取組や検察官の綱紀の一層の保持を通じて、検察に対する信頼の回復に努めてまいる所存である。</p>
<p>(4) 資源エネルギー庁において、関西電力株式会社に対する業務改善命令に係る手続の不備を隠すために、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取を実施した日付が実際の日付と異なる不適切な公文書が作成されたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、公文書管理に関して真摯な反省が求められているさなかに、このような事態が生じたことを重く受け止め、平成二十八年度決算に関する警告決議を踏まえて講じた適正な公文書管理の徹底や組織風土の改革の措置がいまだ十分でないことを肝に銘じて、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(4) 資源エネルギー庁における公文書作成については、今回の事態を重く受け止め、経済産業省内の意識を徹底的に改めるべく、行政手続に関する監査体制強化などの再発防止策を講じたところである。</p> <p>引き続き、適正な公文書管理の徹底に努めるなど、再発の防止に万全を期してまいる所存である。</p>
<p>(5) 防衛省が米国政府との間で行う有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達について、調達額が平成25年度から29年度にかけて3倍以上に増加している中で、契約管理費の減免を受けるための協定等の締結に係る本格的な検討が行われていなかったこと、また、前払金を支払ったにもかかわらず、出荷予定期を経過しても納入が完了せずに未精算となっていたものが29年度末時点で85件、349億</p>	<p>(5) 有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達の改善については、履行状況を継続的に把握し、未納入や未精算を解消するために最善の努力を行うこと等を日米間で合意し、このための取組を進めており、未納入額及び未精算額が大幅減となっている。また、契約管理費の減免制度を利用するため、品質管理の内容等に関する協議や、品質管理体制に係る調査の受入れ準備等を進めている。</p>

円に上るなど、改善すべき課題が山積していることは、遺憾である。

政府は、FMS調達に係る調達額を抑制するため、契約管理費の減免制度の利用を含めあらゆる可能性を検討するとともに、未納入が続くと各部隊の運用に障害を来しかねないことを念頭に、全ての未納入及び未精算のケースについて履行状況を継続的に把握し、日米間で緊密に協議や調整を行うなど、FMS調達の改善に努めるべきである。

引き続き、日米間で緊密に協議や調整を行うなど、FMS調達の改善に努めてまいりの所存である。

その後、5月31日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月7日には菅内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。令和元年度決算審査における質疑の主な項目は、2025年のプライマリーバランス黒字化に向けた今後の取組、水際対策やワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策の在り方、特別支援教育における専門性向上及び指導体制充実の必要性、地方公共団体の情報セキュリティ対策のための支援の在り方などである。

6月7日の質疑終局の後、委員長より、令和元年度決算についての8項目から成る内閣に対する警告案及び8項目から成る令和元年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和元年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①新型コロナウイルス接觸確認アプリ（COCOA）における不具合発生について、②企業主導型保育事業における病児保育等の未実施等について、③総務省幹部職員の利害関係者との

不適切な会食等について、④放送法に基づく外資規制違反事案について、⑤震災復興医療体制整備システムが全く利用されなかつた事態について、⑥事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る不適切事案について、⑦東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における不適切事案について、⑧地域再エネ水素ステーション導入事業の不適切な実施についてである。

次に、令和元年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①地方公共団体の情報セキュリティ対策のための支援について、②予備費の適切な使用について、③特別支援教育における専門性の向上及び指導体制の充実について、④災害拠点病院における自家発電機等の不十分な浸水対策について、⑤就職氷河期世代を対象とした限定求人の改善について、⑥高収益作物次期作支援交付金の運用見直しをめぐる混乱について、⑦株式会社日本貿易保険における不適切事案について、⑧エネルギー使用合理化等事業者支援事業の不適切な実施についてである。

次に、令和元年度国有財産増減及び現

在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔令和元年度予備費の審査〕

令和元年度予備費3件のうち、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）は令和2年3月17日、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）並びに令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書は令和2年5月19日、いずれも第201回国会に提出された。令和3年4月20日に衆議院から受領した後、5月28日に本委員会に付託され、5月31日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

5月31日に討論を行った後、採決の結果、令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）並びに令和元年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各庁所管使用調書（その2）については多数をもって、令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書については全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、令和3年4月19日及び5月31日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、4月7日及び5月24日、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、森田会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、6月7日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況についてである。

（2）委員会経過

○令和3年4月5日(月)（第1回）

— 全般質疑 —

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 令和元年度決算外2件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めるなどを決定した。
- 令和元年度決算外2件について菅内閣総理大臣、麻生国務大臣、梶山経済産業大臣、小此木国務大臣、野上農林水産大臣、茂木外務大臣、丸川国務大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣、加藤内閣官房長官、武田総務大臣、

萩生田文部科学大臣、西村国務大臣、平井国務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、赤羽国土交通大臣、小泉環境大臣、坂井内閣官房副長官、山本厚生労働副大臣、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長文挟誠一君に対し質疑を行った。

[質疑者]

古賀友一郎君（自民）、※自見はなこ君（自民）、※今井絵理子君（自民）、古賀之士君（立憲）、※田名部匡代君（立憲）、矢倉克夫君（公明）、※高橋光男君（公明）、高木かおり君（維新）、※清水貴之君（維新）、

芳賀道也君（民主）、倉林明子君（共産）
※武田良介君（共産） ※関連質疑

○令和3年4月7日（水）（第2回）

— 省庁別審査 —

- 令和元年度決算外2件に關し、平成三十年度決算に關する本院の議決について政府の講じた措置、平成30年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置及び「防衛省の経理」に關する決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。
- 令和元年度決算外2件中、復興庁、財務省、環境省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行關係について麻生財務大臣、小泉国務大臣、平沢復興大臣、中西財務副大臣、宮崎環境大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、株式会社日本貿易保険代表取締役社長黒田篤郎君及び株式会社国際協力銀行代表取締役総裁前田匡史君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、滝沢求君（自民）、古賀之士君（立憲）、小沼巧君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、秋野公造君（公明）、平木大作君（公明）、石井苗子君（維新）、音喜多駿君（維新）、浜口誠君（民主）、岩渕友君（共産）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に關する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に關する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和3年4月12日（月）（第3回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和元年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門關係について岸防衛大臣、茂木外務大臣、中西財務副大臣、三ツ林内閣府副大臣、吉川内閣府大臣政務官、森田会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事長北岡伸一君及び株式会社国際協力銀行代表取締役副総裁林信光君に

対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君（自民）、舞立昇治君（自民）、石橋通宏君（立憲）、小西洋之君（立憲）、伊藤孝江君（公明）、三浦信祐君（公明）、浅田均君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、井上哲士君（共産）

○令和3年4月19日（月）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和元年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫關係について河野国務大臣、西村国務大臣、平井国務大臣、丸川国務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、小此木国務大臣、井上内閣府特命担当大臣、加藤内閣官房長官、宮内農林水産副大臣、中西財務副大臣、山本厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官、森田会計検査院長、一宮人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、酒井庸行君（自民）、古賀之士君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、塙村あやか君（立憲）、里見隆治君（公明）、伊藤孝江君（公明）、高木かおり君（維新）、柴田巧君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、紙智子君（共産）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に關する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に關する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和3年4月26日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和元年度決算外2件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省關係について赤羽国土交通大臣、萩生田文部科学大臣、野上農林水産大臣、大西国土交通副大臣、中西財務副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、熊野農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行

政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構副理事長水嶋智君に対し質疑を行った。

[質疑者]

豊田俊郎君（自民）、足立敏之君（自民）、吉田忠智君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、塙田博昭君（公明）、下野六太君（公明）、東徹君（維新）、音喜多駿君（維新）、舟山康江君（民主）、紙智子君（共産）、武田良介君（共産）

○令和3年5月17日(月) (第6回)

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和元年度決算外2件中、国会、会計検査院、総務省及び経済産業省関係について梶山経済産業大臣、武田総務大臣、岡村参議院事務総長、岡田衆議院事務総長、森田会計検査院長、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、衆議院事務局当局、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長前田晃伸君、同協会副会长正籬聰君、日本郵政株式会社常務執行役米澤友宏君、同株式会社常務執行役志摩俊臣君、同株式会社常務執行役市倉昇君及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長山名元君に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君（自民）、山田宏君（自民）、吉川沙織君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、平木大作君（公明）、杉久武君（公明）、片山大介君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、小林正夫君（民主）、山下芳生君（共産）、岩渕友君（共産）

○令和3年5月24日(月) (第7回)

— 省庁別審査 —

- 令和元年度決算外2件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について田村厚生労働大臣、上川法務大臣、山本厚生労働副大臣、大隈厚生労働大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤井基之君（自民）、今井絵理子君（自民）、吉田忠智君（立憲）、塙村あやか君（立憲）、

岸真紀子君（立憲）、秋野公造君（公明）、下野六太君（公明）、清水貴之君（維新）、梅村聰君（維新）、上田清司君（民主）、岩渕友君（共産）、山添拓君（共産）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和3年5月31日(月) (第8回)

— 準総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるることを決定した。
- 参考人の出席を求めるることを決定した。
- 令和元年度予備費3件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めるることを決定した。
- 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第201回国会提出）（衆議院送付）
令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第201回国会提出）（衆議院送付）
令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第201回国会提出）（衆議院送付）
以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた。

- 令和元年度決算外2件及び予備費3件について加藤内閣官房長官、上川法務大臣、茂木外務大臣、田村厚生労働大臣、萩生田文部科学大臣、平井国務大臣、麻生財務大臣、丸川国務大臣、岸防衛大臣、梶山経済産業大臣、井上内閣府特命担当大臣、赤羽国務大臣、武田総務大臣、坂本内閣府特命担当大臣、小泉環境大臣、熊田総務副大臣、中西財務副大臣、小野田法務大臣政務官、中西外務大臣政務官、森田会計検査院長、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君及び東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行い、
令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各

各省庁所管使用調書（その1）（第201回国会提出）（衆議院送付）

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第201回国会提出）（衆議院送付）

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第201回国会提出）（衆議院送付）

以上3件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、有村治子君（自民）、自見はなこ君（自民）、古賀之土君（立憲）、勝部賢志君（立憲）、小沼巧君（立憲）、秋野公造君（公明）、三浦信祐君（公明）、里見隆治君（公明）、松沢成文君（維新）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、芳賀道也君（民主）、岩渕友君（共産）、吉良よし子君（共産）（令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

（令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2））

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主
反対会派 共産

（令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について森田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和3年6月7日（月）（第9回）

— 締めくくり総括質疑 —

○理事の補欠選任を行った。

○令和元年度決算外2件について菅内閣総理大臣、武田総務大臣、田村厚生労働大臣、西村国務大臣、赤羽国土交通大臣、麻生財務大臣、

丸川国務大臣、萩生田文部科学大臣、河野国務大臣、井上内閣府特命担当大臣、茂木外務大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び独立行政法人地域医療機能推進機構理事長尾身茂君に対し質疑を行い、討論の後、

令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書を議決し、令和元年度決算審査措置要求決議を行い、

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、麻生財務大臣、武田総務大臣、萩生田文部科学大臣、田村厚生労働大臣、梶山経済産業大臣、野上農林水産大臣、小泉環境大臣、坂本内閣府特命担当大臣、平井国務大臣及び丸川国務大臣から発言があった。

〔質疑者〕

野村哲郎君（委員長質疑）、舞立昇治君（自民）、※足立敏之君（自民）、水岡俊一君（立憲）、※福山哲郎君（立憲）、高瀬弘美君（公明）、柴田巧君（維新）、上田清司君（民主）、小池晃君（共産） ※関連質疑

（令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

（令和元年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、
共産

反対会派 なし

（令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産
(令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書)
賛成会派 自民、立憲、公明、共産
反対会派 維新、民主
○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求ることを決定した。

- 令和3年6月16日(水) (第10回)
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—令和元年度決算審査措置要求決議—

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 地方公共団体の情報セキュリティ対策のための支援について

総務省は、各地方公共団体に対して、平成27、28両年度に情報セキュリティ対策の強化を目的とする補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、一部の地方公共団体において、マイナンバー利用端末の一部に二要素認証等を導入していない事態、マイナンバー利用事務系とインターネット接続系の間で通信経路等の限定をしておらず本来意図しない通信が行われ住民情報の流出につながるおそれがある事態、インシデント発生時の事業者等との役割の確認が行われていない事態、自治体情報セキュリティ支援プラットフォームの機能が十分に利活用されていない事態等が明らかとなった。

政府は、デジタル技術を活用した住民の利便性向上や業務の効率化に加え、適正な情報セキュリティ対策を実施することで安全・安心なデジタル社会を構築する必要があることを踏まえ、「三層の対策」の適切な更新・運用などにより地方公共団体の情報セキュリティ対策が徹底されるよう、関係省庁の連携の下、地方公共団体に対し、財政面・技術面に加え、研修、人事交流等を通じたデジタル人材育成など人材面の支援を強力に実施すべきである。

2 予備費の適切な使用について

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大に対処するため、令和元年度予備費を使用して感染症対策を講じたところであるが、その中には、マスクの緊急配布等に要する経費のように、多額の不用額を出しているものもある。感染症まん延等の緊急事態への対策の財源として予備費を使用することは重要である一方、予備費は国会による事前議決の原則の例外であることから、その使用の状況について十分な説明が求められるところである。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策予備費の計上を契機として予備費使用の在り方に対する国民の关心が高まっていることも踏まえ、予算作成時に予定し得なかった事態に緊急に対処する必要が生じた場合には、日本国憲法等で定める予備費制度の趣旨に沿って、適切な使用に努めるべきである。

3 特別支援教育における専門性の向上及び指導体制の充実について

近年、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加しているが、文部科学省が全ての高等学校及び中等教育学校（後期課程）を対象に行った通級指導の実施状況調査では、令和元年度において、通級指導が必要と判断された生徒2,485人のうち1,085人は学校の指導体制が取れなかつたために通級指導を受けられなかつたことが明らかとなつた。また、特別支援学校教諭の免許状を有しない教員も

特別支援学校の教員となることができる制度となっていることから、児童生徒の障害の特性に応じた指導が行える専門性の高い教員を増やす必要性も指摘されている。

政府は、教員研修や大学等の教員養成課程等の充実、特別支援学校に勤務する全ての教員が特別支援学校教諭の免許状を取得することを目指す取組等を通じて、教員の特別支援教育に関する専門性を向上させるとともに、教育現場の実態や意見を参考に、教員定数の加配措置や外部人材の積極的な導入支援等を行うことにより、障害のある児童生徒の多様な学びの場の環境整備を一層推進すべきである。

4 災害拠点病院における自家発電機等の不十分な浸水対策について

厚生労働省が所管する独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構の3機構において、63病院が災害拠点病院として指定されている。会計検査院が検査したところ、このうち6病院について、浸水想定区域に所在しながら、自家発電機等において浸水対策を実施していなかったり、浸水を防ぐための止水板の高さが不十分であったりして、水害により商用電源が途絶した場合に自家発電機等が浸水して稼働せず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがあることが明らかとなった。

政府は、近年の風水害の頻発化、激甚化に鑑み、3機構による浸水対策の改善状況を確認するとともに、災害拠点病院の指定に当たって、浸水想定区域に所在する場合には、浸水対策として自家発電機等の設置場所のみならず、止水対策も要件に含めることを検討し、災害時の医療体制の継続に万全を期すべきである。

5 就職氷河期世代を対象とした限定求人の改善について

政府の就職氷河期世代対策においては、不本意ながら非正規雇用となっている者や、就業を希望しているが何らかの支援が必要な者等30万人を正規雇用することを目標としている。政府は、非正規雇用であったり雇用経験が少ない就職氷河期世代を正規雇用した事業主に対して助成金を給付する事業を行っているが、この事業に関連し、ハローワークや民間求人サイトで実施されている就職氷河期世代を対象とした限定求人において、人手不足が著しい特定の業種に偏りが見られ、また、就職氷河期世代以外に対しても同時期・同条件で求人が行われており、政策目的に沿った限定求人であることが疑わしいものが多く見受けられる状況となっている。

政府は、就職氷河期世代の正規雇用に向けて、限定求人について改善を図るとともに、求人開拓の人員体制を強化し、求職者のニーズに合った求人開拓に努めるべきである。

6 高収益作物次期作支援交付金の運用見直しをめぐる混乱について

農林水産省は、新型コロナウイルス感染症拡大により、需要が減少し、市場価格が下落するなどの影響があった花き、茶、野菜、果樹等の高収益作物の次期作に取り組む農業者を支援するため、令和2年度第1次補正予算において高収益作物次期作支援交付金を創設した。しかし、当初は減収を申請要件としていなかったため、減収していない品目まで申請されていたことから、同省は、感染症拡大の影響を受けていないにもかかわらず交付金が支払われるおそれがあるとして、減収した品目に限り同交付金を支給する運用見直しを行った。これにより、同交付金の支給を見込んで積極的に農業機械や生産資材等への投資を行った農業者において混乱が生じたため、同省は運用見直しにより影響を受ける農業者に対して支援を行う追加措置を講じた。

政府は、運用の見直しにより農業者に混乱を生じさせたことを重く受け止め、現場に近い地方農政局等の充実等により農林漁業者等の意見を丁寧に聴取し、農林水産行政における交付金事業等を適切に実施すべきである。

7 株式会社日本貿易保険における不適切事案について

株式会社日本貿易保険において、外貨建資金運用方法として貿易保険法上認められていないドイ

ツ復興金融公庫債を取得・保有していたこと、業務システムの設計が不十分であったために保険料の誤徴収が生じていたことが明らかとなり、今国会において本院先議で審議することを決定していた貿易保険法の一部を改正する法律案の提出が見送られる事態となった。

政府は、日本貿易保険に対して、法令遵守体制の再構築を含めた再発防止策の実施を徹底とともに、法令に違反する行為及び公的機関として不適切な行為が行われることがないよう指導監督を強化すべきである。

8 エネルギー使用合理化等事業者支援事業の不適切な実施について

資源エネルギー庁は、エネルギー使用合理化に取り組む民間事業者等に対し、経費の一部を補助するため、補助事業者を通じて補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、事業の実施により達成された省エネルギーの実績量を正しく計算すると交付申請した際の計画量を達成していない事態や、エネルギー管理支援サービス契約を締結してより効果的な省エネルギー対策を実施するしながら、事業主体がこれによる運用改善を全く行っていなかった事態等が明らかとなつた。

政府は、各交付先において計画していた省エネルギー量の達成状況を改めて確認し、達成できない場合には補助金を返還させるとともに、エネルギー管理支援サービス契約に係る運用改善が確実に行われるよう、補助事業者に対する指導監督を強化すべきである。